

## AWG-LCA5 に向けた日本政府サブミッション

気候変動問題の解決のためには、すべての国がその責任と能力に応じた行動を取っていくことが不可欠。2013 年以降の枠組みでは、低炭素社会に向けた世界全体の協力を集約することが必要であり、公平性と実効性を確保して、新たな一つの議定書により具現化すべき。ただし、必要な要素が含まれるのであれば、京都議定書の改正も選択肢となり得る。

我が国は、2013 年以降の枠組み構築における自らの重要な役割を認識し、条約の究極目的の達成に向け、他の締約国とともに 2009 年の交渉に積極的に貢献する。我が国の中期目標については、6 月までに発表するよう現在検討中であるが、2050 年までに現状比 60～80%減の長期目標の達成に向けて排出量を削減していく。

こうした観点から、日本政府は、ポズナン会合において一致した結論文書の作業計画に基づき、議長が作成する第 5 回会合における検討のための文書へのインプットとして、COP15 において採択する合意の要素について、これまで日本政府が提出したサブミッション(特に、昨年 9 月の日本提案)に加えて、以下の諸点を提出する。

## 1. 共有のビジョン

締約国は、IPCC の科学的知見を参考にするとともに、2050 年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも 50%削減するという長期目標を UNFCCC の下で採択する。また、この実現に向け、今後 10～20 年後に世界全体での排出量をピークアウトさせることを目指し、低炭素社会の構築や革新的技術開発の推進を含む 2050 年までの世界全体での排出量の削減のあり方を共有する。

その実現のためには、国際的な連帯の精神の下、すべての国が排出削減に取り組むとともに、先進国が大幅な排出量の削減を達成することによって世界全体の取組を主導する必要がある。同時に、途上国、特に排出量の大きい主要途上国は、その責任と能力に応じて、緩和のための行動を取る義務を国際的に負う必要があることを共有する。

## 2. 緩和

### (1) 先進国の公平かつ比較可能な約束

先進国(OECD 加盟国、経済発展段階等にかんがみそれに比肩しうると考えられる国及び自主的に希望する国を含む。)は、2013 年から 20XX 年までの約束期間中に排出する温室効果ガスの合計が、当該先進国について定められた数値を超えないことを確保する。

[先進国の約束の表し方]

| 国名  | 排出の抑制又は削減に関する数量化された約束 (Gg-CO2e) | 1990年からの削減率 (%) | 2000年からの削減率 (%) | 2005年からの削減率 (%) | 2007年からの削減率 (%) |
|-----|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| A   | xxx                             | xxx             | xxx             | xxx             | xxx             |
| B   | xxx                             | xxx             | xxx             | xxx             | xxx             |
| ... | ...                             | ...             | ...             | ...             | ...             |

\*基準年からの削減率の表し方は例示。

先進国は上記の目標を国内措置により達成することを原則としつつ、柔軟性のあるメカニズムを補足的に活用できるものとする。また、土地利用、土地利用変化及び林業 (LULUCF) の取り扱いについては、第一約束期間のルールとの継続性及び整合性を確保しつつ、適切に目標の一部として位置づける。

各先進国の約束は、セクターごとのエネルギー原単位や温室効果ガス原単位等を用いて削減ポテンシャル分析を行い、限界削減費用や総削減費用の対 GDP 比等を考慮して、すべての先進国別に比較可能性を担保した上で設定するものとする。この比較可能性を担保した約束の検討においては、柔軟性メカニズムを用いた緩和とは区分して、当該先進国自身の国内の緩和努力について妥当性を評価することとする。

また、先進国は、セクター別の原単位等に関する情報を補足的に年次目録に盛り込むこととする。

(2) 途上国による緩和行動の促進

「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」の原則に従い、途上国は、自らの責任及び能力に応じた緩和行動を取るものとする。そのため、各途上国は、緩和のための政策・措置を含む自発的な国家行動計画を作成する。

また、経済の発展段階及び対策の能力、世界全体の排出に与える影響等の各種の指標等 (FCCC/AWGLCA/2008/MISC.5 中の日本サブミッション参照) に基づき一層の緩和行動が必要とされる主要途上国 (より厳しい緩和のための行動を自ら行おうとする国を含む。) は、2013年から20XX年までの約束期間中に、温室効果ガス排出量の伸びを相当程度抑制することを目的として、国全体の GDP 単位当たり GHG 排出量又はエネルギー消費量及び主要セクターの単位活動量当たり GHG 排出量又はエネルギー消費量につき、当該途上国について定められた数値を超えないことを確保する。その際、将来の活動予測を勘案した当該国排出総量見通しを、参考値として示す。

[一層の緩和行動が必要とされる途上国の行動の表し方]

国全体の GDP 単位当たり GHG 排出量又はエネルギー消費量

| 国名  | 国全体の GDP 単位当たり GHG 排出量又はエネルギー消費量 (tonnes-CO2e/US\$) or (millions tons of oil equivalent/US\$) |
|-----|---|
| A   | xxx   |
| B   | xxx   |
| ... | ...   |

主要セクターの単位活動量当たり GHG 排出量及びその他の指標

| 国名  | 鉄鋼 (kg-CO2e/ton-crude steel)<br><br>*主要な製鉄法により区分 | セメント (kg-CO2e/ton-cement or MJ/t-clinker) | アルミ (kg-CO2e/ton-primary aluminum) | 発電 (Thermal efficiency of Coal fired powered plant(% or kg-CO2/kwh) / Share of total introduction volume of non-carbon energy(% or kw)) | 道路交通 (appropriate indicator) | ... |
|-----|--|---|------------------------------------|---|------------------------------|-----|
| A   | xxx  | xxx                                       | xxx                                | xxx   | xxx                          | xxx |
| B   | xxx  | xxx                                       | xxx                                | xxx   | xxx                          | xxx |
| ... | ...  | ...                                       | ...                                | ...   | ...                          | ... |

\* 上記の表に掲げるセクター及び指標はあくまで例示であり、最終的には、対象とする主要セクターは特定される。

### (3) 状況の変化に伴う締約国の行動のあり方の見直し

締約国の行動のあり方は、経済発展等の状況の変化に伴い見直しが行われるべき。かかる見直しの結果、必要と認められる場合には、議定書の締約国会議の決定に基づき、当該締約国についてより厳しい緩和のための約束又は行動のあり方に変更する。

見直しに係る基準は、経済の発展段階及び対応の能力、世界全体の排出に与える影響

等の観点を踏まえて議定書の締約国会議において決定することとし、各国の責任及び能力を適切に反映するものとする。ただし、締約国は、自らより厳しい緩和のための約束又は行動を自発的に行うことができるものとする。

#### (4) 測定・報告・検証可能性の確保

各締約国の約束又は行動の履行状況は、自然災害等の不可抗力の事情も勘案しつつ、適切に検証される必要がある。先進国の約束については、現行の京都議定書と同様の報告及びレビューを行うことにより、測定・報告・検証可能なものとする。途上国は、緩和のための政策・措置を含む自発的な国家行動計画を締約国会議に提出し、定期的なレビューに付する。また、(2)の主要途上国は、(2)の履行状況に関する測定制度を整備し、データ収集及び締約国会議への情報の提出を行い、並びに専門家チームによる検証を受ける。

途上国による緩和のための政策・措置については、国家行動計画に削減可能量を可能な限り定量的に記載することとし、削減効果に応じた適切な支援が行われる仕組みを検討する。

### 3. 適応

適応のための措置を強化するため、適応に関する包括的なフレームワークを構築する。このフレームワークには、特に以下の要素が含まれる必要がある。

- (a) 後発開発途上国(LDC)、開発途上にある小島嶼国等、気候変動による悪影響に特に脆弱な国の特定及び資金メカニズムの改善等によるこれらの国に対する支援の拡充(LDCの国家適応行動計画(NAPA)の更新、NAPA作成支援対象の拡大、NAPAプロジェクトの実施促進等)
- (b) 適応の知識ネットワークの構築並びに脆弱性・影響評価及び適応策の立案・実施の能力の向上支援
- (c) UNFCCCの下での適応に関する既存の枠組みとの連続性・整合性の確保
- (d) UNFCCC外の各種国際的枠組み(関連の国連機関及び国際開発金融機関を含む)及び二国間支援等による、既存の及び将来の適応関連の取組との連携(特に、各国の開発戦略及び開発関連の国際支援)
- (e) 適応策支援に関する情報の蓄積・共有の拡充(ドナーが適応策に関する情報を定期的にUNFCCCに報告し、それを受けたUNFCCCが集約した情報を幅広く実務・政策担当者に提供する等)

### 4. 技術

#### (1) セクター別の技術に関するアドバイザリーグループの設置

技術の移転及び普及の障害を除去し、実質的な途上国への技術移転及び普及を進めることにより、途上国の緩和のための行動を支援するため、セクター別の技術に関するアドバイザリーグループを設置する。このアドバイザリーグループでは、途上国の緩和行動の支援を目的として、必要とされる現在利用可能な及び将来の技術の特定、現在利用可能な技術の移転の促進のための適切な方法の分析、削減ポテンシャル分析等を行い、その結果

を資金メカニズムによる技術移転の支援に活用するとともに、セクターごとの技術移転及び普及の促進のための助言を行う。また、締約国会議に対して定期的な活動の報告を行う。

## (2) 知的財産権の適切な保護

知的財産権は企業の研究開発投資を回収し、更なる技術移転を促進するための基本的なツールである。この観点から、民間企業による持続可能な技術開発を促進するため、知的財産の適切な保護を含む事業環境整備が担保されるべき。

## (3) 革新的技術開発のための国際協力

大幅な排出量削減の実現のため、技術開発ロードマップの国際共有等、国際連携を強化し、革新的技術開発を促進する。

締約国会議は、IEA を含む関係機関に対し、以下の事項について毎年進捗状況を検討し、国際連携を強化すべき分野等につき、締約国会議に助言するよう求める。

- (a) 排出削減に資する技術に関する各国政府の研究開発投資額
- (b) 国際的な技術開発ロードマップの策定状況
- (c) 革新的技術開発における国際連携の進捗状況

## 5. 資金

2013 年以降の枠組みにおいて途上国が緩和及び適応のための必要な行動を取るに当たっては、新たな資金需要が生じることが予測される。こうした新たな資金需要への対応について、費用対効果や途上国による削減行動との関連等を念頭に検討を行う。

- (a) 締約国から提出されている各種提案を含め、新たな仕組みについて幅広い観点から具体的な検討を進める。
- (b) 途上国の支援に当たっては、ビジネスベースでの民間資金の流れを促進するよう適切な方法で行うべき。
- (c) 各国の新たな資金的貢献は包括的に評価されるべきであり、様々な基準（UNFCCC の下での基金への拠出額、世銀の下にある基金等その他マルチの枠組みへの拠出額、ODA 拠出額、各国が行う技術支援、開発投資額、市場を通じた投資額等）を用いた評価のあり方を検討すべき。

## 6. 遵守

2013 年以降の約束期間に係る不遵守に関する制度については、将来に向かって遵守を促進するための措置を講じることを原則とする。

## 7. 発効要件

すべての主要経済国の参加を担保する実効的な枠組みが実現されるよう、新たな枠組みの発効要件につき検討する。

(了)